

鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局総務課地方業務室

担 当： 根上(ねがみ)、川田(かわた)、足立(あだち)

電話(直通)： 03-5253-5413

F A X： 03-5253-5418

E-mail： <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

調査の背景と勧告事項

背景

- 鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国に及び、深刻な地域も発生
(平成22年度の全国の被害：被害金額約240億円、被害量約74万トンと年々増加)
- 国は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、都道府県が特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)(注)等を作成して行う、鳥獣の捕獲等による適切な個体数管理、農林水産業に係る被害の防除対策等を支援(環境省)
(注) 特定の鳥獣(カ、ク等)の個体数管理、被害防除をするため都道府県が作成する計画
- また、国は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法」(以下「特別措置法」という。)(注)に基づき、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止対策を総合的、効果的に行うための各種支援・指導を実施(農林水産省)
(注) 特別措置法は、平成19年に施行。24年3月31日に、被害防止施策の効果的な推進に資するため、捕獲等に関わる人材の確保措置、住民(人的)被害への対処などの新たな対応を盛り込んだ一部改正が行われ同年6月30日から施行
- その一環として農林水産省は、野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中、平成23年度には、緊急的な鳥獣被害防止の取組に対し、鳥獣被害緊急総合対策事業による支援を実施

調査の概要

- 実施時期：
平成23年9月～24年10月
- 調査の対象機関：
農林水産省(地方農政局等)、林野庁(森林管理局等)、水産庁、環境省(地方環境事務所等)、9道県、22市町村 等
- 主な調査事項：
 - (1) 鳥獣被害防止対策の実施状況
 - ① 鳥獣の生息調査の実施
 - ② 農作物等に係る被害の把握
 - ③ 被害防止対策の実施
 - ④ 被害防止計画の見直し 等
 - (2) 鳥獣保護・管理の実施状況
 - 鳥獣の捕獲許可申請の審査 等

主な勧告事項

- 1 鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施
- 2 適切な捕獲許可審査等による鳥獣保護・管理の的確な実施 など

鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、国・地方公共団体における被害防止対策の実施等について改善策を勧告

勧告日：平成24年10月30日
勧告先：農林水産省、環境省

1 鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施

制度の仕組み

- ① 鳥獣の生息調査の実施
 - ・ 国及び地方公共団体は、被害防止対策を総合的、効果的に実施するため、鳥獣の生息数を的確に把握（特別措置法第13条等）
 - ・ 鳥獣被害総合対策交付金の対象となる生息調査の事業主体は、市町村等で構成される協議会とされ、都道府県は未適用
- ② 農作物等の被害状況の把握

農林水産省は「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を定め、毎年、全国の市町村に依頼し被害状況を調査(注)

(注)農作物の被害面積、被害量及び被害金額を、農家からの聞き取り、アンケート調査等により把握
- ③ i) 被害防止計画の作成

市町村は、被害防止施策を総合的、効果的に実施するため、単独又は共同して被害防止計画を作成し、被害軽減目標や対象鳥獣の捕獲計画等を設定(特別措置法第4条等)

ii) 計画作成の際の鳥獣保護法との整合

 - ・ 市町村は被害防止計画の作成・実施に当たり、特定鳥獣の適切な保護管理のために都道府県が作成する特定計画との整合性が保たれるよう、鳥獣の生息状況等に十分留意(特別措置法第4条等)
 - ・ 都道府県は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定計画の作成や変更にも努める。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針)

調査結果

- ① **鳥獣被害防止対策の前提となる生息調査が不十分**

都道府県は特定計画の作成等のため、おおむね5年ごとの生息調査、経年的なモニタリング調査を実施。しかし、

 - i) 都道府県の予算の制約で経年的な生息調査が実施できない例(山形県内)、
 - ii) 既往の生息調査では、地区ごとの詳細な生息状況が示されていないなどのため、被害防止計画の作成に活用できない例(愛知県内) など あり
- ② **同様に被害状況の調査も不十分**

農林水産省は、毎年、全国の市町村を通じて被害状況の調査を実施。しかし、

 - i) 3割以上の被害があった場合には全作付面積を被害面積とし、それに加えて、3割未満の被害については、当該作付面積の6割を被害面積と推定しているため、実際の被害より過大に算出される可能性が高い例(広島県内)
 - ii) 調査要領では、農業共済組合への照会や現場確認等複数の方法により被害状況の検証を行うことが求められているが、農家へのアンケート等の単一の手法で把握し、検証を行っていない市町村が多数(22のうち11市町村)
 - iii) カワウ(鳥類)の漁業被害について、水産庁は合理的な被害の算定方法や調査方法を明示しておらず、過大な被害が報告されている例(滋賀県内) あり
- ③ **被害防止計画の捕獲計画数等について、県全体の捕獲目標数と整合していないものや妥当性に欠けるものあり**
 - i) 連携が不十分なことなどにより、県の特定計画が市町村にとって整合性を図り易いものとなっておらず、関係市町村の被害防止計画の捕獲計画数の合計が、県内全体の捕獲目標を定めた特定計画の約2倍とかい離している例、同一の群れを複数の市町村が捕獲計画に重複して計上しており、特定計画との整合が十分取れていない例(愛知県内、山形県内)
 - ii) 鳥獣の生息数や被害状況等によらず、具体的な根拠がないまま捕獲計画数を設定しているため、捕獲計画数が過少又は過大となっている例(愛知県内、沖縄県内) あり

報告書
60～62
ページ

報告書
62～67
ページ

報告書
67～72
ページ

制度の仕組み

- ④ 広域的な被害防止対策の取組推進
地方公共団体は、被害状況等に応じて相互の広域的な連携協力を確保(特別措置法第12条)
- ⑤ 被害防止計画の評価結果に基づく改善等
市町村は、被害防止計画の実施状況を都道府県に報告(特別措置法第4条)、また、計画の評価結果を都道府県に報告し、都道府県は、被害軽減目標の目標達成率70%未満の場合等には、改善計画の作成等の指導を実施(鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等)

調査結果

- ④ **広域的な被害防止対策の取組が不十分**
市町村の区域をまたがる個体群について、関係市町村が連携せず個別に行った対策の結果、群れが分裂し、被害地域が拡大している例など、市町村が連携して広域的な対策を進める必要がある例(青森県内、山形県ほか2県等)あり
- ⑤ **被害防止計画の評価結果に基づく改善計画の作成が未実施**
 - i) 被害防止計画の目標年度が終了し、評価が行われた13市町村等のうち9市町村等が被害軽減目標を未達成。しかし、必要な改善計画の作成の指導が未実施の例
 - ii) また、目標の達成状況の評価結果が、次期計画に反映されていない例 あり

報告書
124～125
ページ

報告書
72～74
ページ

勧告要旨

鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 効果的な被害防止計画の作成
 - ・ 被害防止計画の作成に必要な、対象鳥獣の生息調査の実施を促進するため、
 - ① 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、都道府県が生息調査等を実施できるようにすること(農林水産省)
 - ② 生息動向の変化に応じた調査データの更新などが適切に行われるよう、都道府県に対し、必要な技術的助言を行うこと(環境省)
 - ・ 被害状況の把握に当たり、市町村等に過度な負担とならない程度に、その把握・算出が的確に行われるよう支援すること(農林水産省)
また、カワウによる漁業被害に関する合理的な算定方法を開発し、都道府県・市町村に示すこと(水産庁)
 - ・ 被害防止計画の内容が生息調査、被害状況調査等を踏まえた、また、特定計画の捕獲目標等と整合性が取れた妥当なものとなるよう、市町村及び都道府県に必要な助言を行うこと(農林水産省)
市町村との連携により被害防止計画との整合性が図られるよう、特定計画の捕獲目標等の設定・変更に関し、都道府県に対し必要な技術的助言を行うこと(環境省)
- (2) 被害防止対策の効果的な実施
 - ・ 複数の関係市町村が共同して行う広域的な被害防止計画の作成等の取組を支援すること(農林水産省)
 - ・ 関係都道府県との連携による広域的な指針の作成が進むよう、地域の実情に応じ必要な技術的助言を行うこと(環境省)
- (3) 被害防止計画の見直し
 - ・ 被害防止計画の目標達成状況に係る評価結果が、市町村の改善計画の作成や被害防止計画の見直しに適切に反映されるよう必要な措置を講ずること(農林水産省)

報告書
74～75、
125～126
ページ

2 適切な捕獲許可審査等による鳥獣保護・管理の的確な実施

制度の仕組み

- 鳥獣の捕獲許可
 - ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の目的(有害鳥獣捕獲)、特定鳥獣の数の調整の目的(個体数調整)等で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、捕獲許可申請を行い、都道府県知事(国指定鳥獣保護区内の捕獲等は環境大臣)の許可が必要(鳥獣保護法)
 - ・ 都道府県知事の許可事務は、条例に基づき市町村長に委譲可能。市町村が被害防止計画に許可権限委譲事項(有害鳥獣捕獲)を定め、知事の同意を得た場合にも、委譲可能。この場合、知事は、鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き同意(特別措置法)
 - ・ 捕獲許可権限を委譲された市町村長は、法令や特定計画等に従った適切な業務施行に努める必要あり(鳥獣保護法、同法施行規則、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針)
 - ・ 都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、権限を委譲した市町村に対し、必要な指示が可能(鳥獣保護法)

調査結果

- ① **捕獲許可事務を移譲された市町村における申請・審査が不適切なものあり**
 - ・ 権限を移譲されている市町村において、当該市町村長が自ら申請者となって捕獲許可が与えられているが、許可数を超える捕獲について、改めて申請が行われることなく捕獲が行われている例(愛知県内ほか2県内)あり
 - ・ 特定計画では、ニホンザルについて、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率を踏まえ、年間の有害捕獲の上限を生息数の10%と定めているが、権限が委譲されている市では、有害鳥獣捕獲の許可上限を上回る頭数を捕獲している例(滋賀県内)あり
- ② **国指定の鳥獣保護区における捕獲許可の審査が不適切なものあり**
 - ・ 環境省が定めている許可申請者名簿(様式)には狩猟免許に関する記載欄がなく、狩猟免許の保有状況等を確認できないため、狩猟免許に係る確認をしないまま許可を与えている例(近畿地方環境事務所)など あり

報告書
136~137
ページ

報告書
137
ページ

勧告要旨

環境省は、鳥獣保護・管理を適切に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県から捕獲許可事務を委譲された市町村において、捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう助言すること。
- ② 捕獲許可申請の審査において、申請者の適格性を確実に確認できるよう、申請添付資料の様式の見直しなどの必要な措置を講じること。

報告書
139
ページ

3 その他の勧告事項

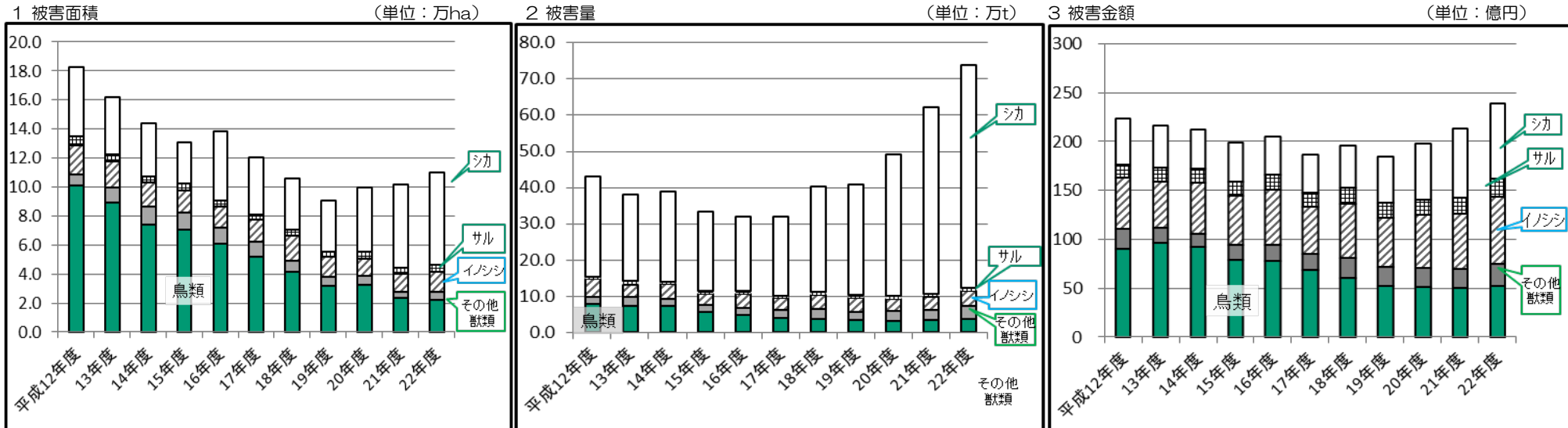
勧告要旨

(被害防止技術の適切な普及の推進等)

- 環境省は、鳥獣の保護管理及び被害防止対策に関する専門的知識・技術を有する人材をより有効に活用するため、人材登録事業の情報提供方法を見直すこと。
- 水産庁は、トド被害防止に係る取組について、追い払いや捕獲等の対策が必要な関係市町村及び漁業協同組合に対し、効果のあった追い払い方法、捕獲の事例等を積極的に情報提供することにより、被害防止対策を推進すること。等

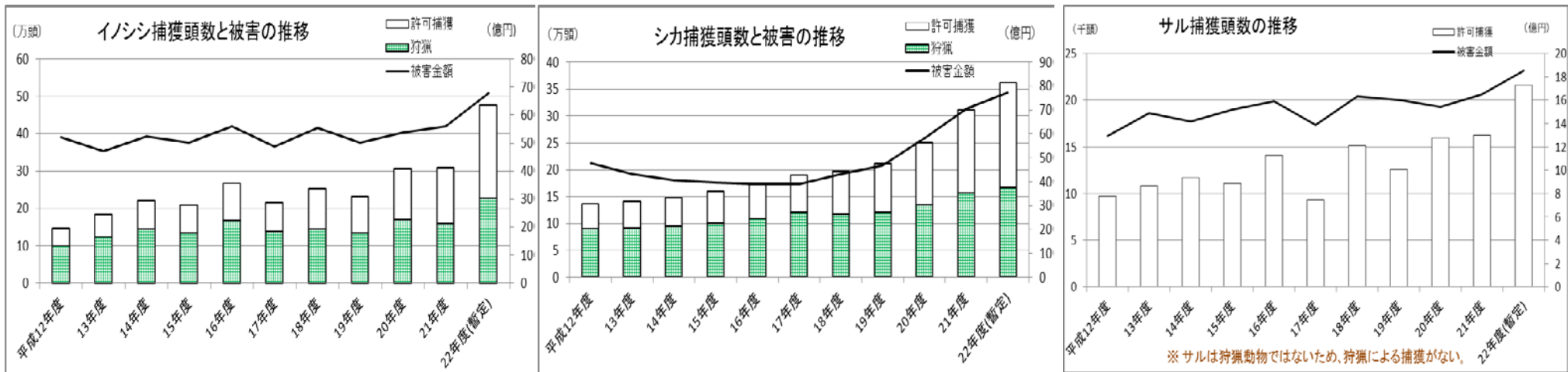
〔参考〕 野生鳥獣による農作物被害、主な鳥獣の捕獲数等の状況

野生鳥獣による農作物被害（平成12年度から22年度）※鳥類による被害は減少し、獣類の被害が増加。シカ・イノシシ・サルによる被害金額が鳥獣全体の7割



(注) 農林水産省統計資料に基づき作成した。

主な鳥獣の捕獲数(狩猟及び許可捕獲)と被害金額（平成12年度から22年度）※イノシシ・シカ・サルのいずれも捕獲が進んでいるが、農作物の被害金額は増加



(注) 1 農林水産省及び環境省の統計資料に基づき作成した。 2 「許可捕獲」は、環境大臣又は都道府県知事の捕獲許可に基づく「有害鳥獣捕獲」及び「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の個体数調整」である。